

興行場営業許可取得までの流れ

興行場を営もうとする者は、興行場法に基づく許可を受けなければなりません。

広島市では、新規で興行場を営もうとする者に対し、広島市興行場の許可事務取扱規定に基づき、事前審査願の提出を指導しています。

新規で興行場営業許可を取得するまでの流れは、次のとおりです。

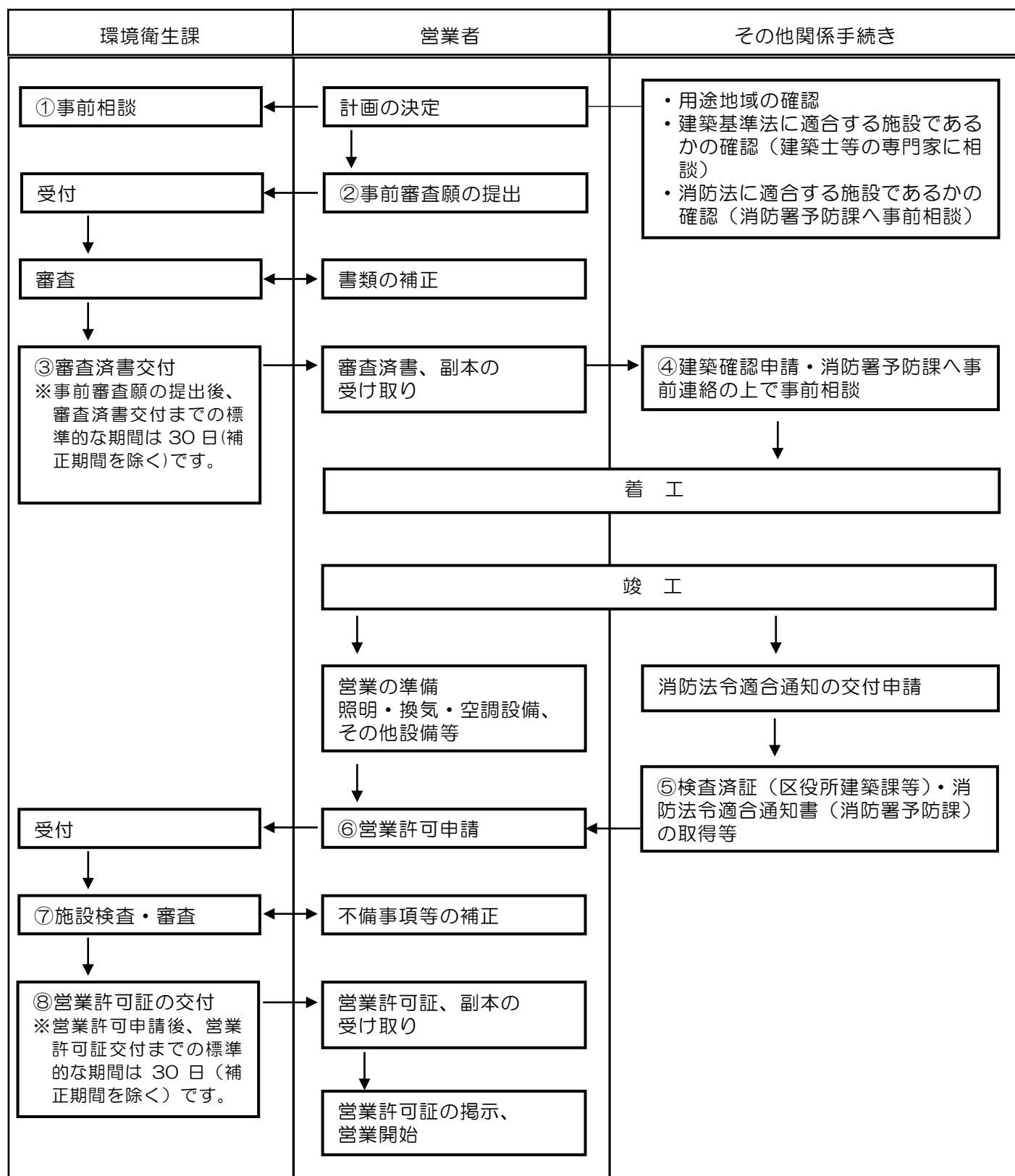
※ その他関係法令により手続等を要する場合があります。事前に関係機関へお問合わせください。

＜関係法令＞:建築基準法、消防法、都市計画法、食品衛生法、大気汚染防止法等



項目	内 容
①事前相談	興行場施設の計画概要が決まり次第、事前予約の上で環境衛生課へ事前相談をお願いします。来所の際は、計画図面等、施設の概要がわかる資料を持参してください。 また、既存の建物の用途を変更し、興行場としての使用を検討する場合は、その建物について建築確認の手続きが不要な場合でも、建築基準法の様々な規定に適合させる必要があります。適合の判断には、専門的な知識が必要となるため、必要に応じて建築士等の専門家に相談の上、適法に計画・工事を行ってください。
②事前審査願の提出	事前審査願を正副2通作成して環境衛生課へ提出してください。
③審査済書交付	事前審査願の提出後、審査終了までの標準的な期間は30日（補正期間を除く）です。審査終了後、審査済書の交付と副本の返却を行いますので、環境衛生課窓口にて受け取りをお願いします。
④建築確認申請・消防署予防課へ事前相談	区役所建築課等へ建築確認申請を行ってください。また、消防署予防課へ事前連絡の上で事前相談を行ってください。
⑤検査済証・消防法令適合通知書の取得等	新築建物：検査済証（区役所建築課等）及び消防法令適合通知書（消防署予防課）を取得してください。 用途変更手続きを伴う建物：工事完了届を提出したことが確認できる書類（確認申請等台帳記載事項証明書等）及び消防法令適合通知書を取得してください。 用途変更手続きを伴わない建物：消防法令適合通知書を取得してください。なお、建築基準法に適合しているか申請時に聞き取りを行います。
⑥興行場営業許可申請	興行場営業許可申請書を正副2通作成し、手数料22,000円を添えて環境衛生課へ申請してください。
⑦施設検査・審査	⑥興行場営業許可申請内容と一致しているか、施設検査を行います。 ※ 検査の結果、不備事項等が確認された場合は、不備事項等の補正を求めます。
⑧興行場営業許可証交付	興行場営業許可申請後、営業許可証交付までの標準的な期間は30日（補正期間を除く）です。営業許可証の交付と副本の返却を行いますので、環境衛生課窓口にて受け取りをお願いします。

興行場営業許可取得までの流れ（フロー図）



広島市保健所環境衛生課環境衛生係（健康福祉局保健部環境衛生課）

〒730-0043 広島市中区富士見町 11 番 27 号

TEL：082-241-7408

FAX：082-241-2567（保健所共用）

MAIL：kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp